

(平成28年度支援)

原状回復事業事例：愛媛県松山市廃プラスチック類等廃棄物事案

事案の類型	中間処理業者による不適正処理
事案の場所	愛媛県松山市
行為者	愛媛県松山市A社 代表取締役B 元代表取締役C
規模及び種類	廃プラスチック 487 m ³ 家具 3 m ³ 廃タイヤ 12 m ³ 家電 2 m ³ 樹脂製パレット 6 m ³ 木製パレット 1 m ³ 廃畳 44 m ³ <u>廃棄物計 555 m³</u>
支障のおそれ	廃プラスチック類等の廃棄物が最終処分または再生処理されることなく事業地に放置されている。このため、廃プラスチック類の劣化や崩落により隣接地に飛散、流出するおそれが生じている。
対策工の概要	全量撤去
除去した廃棄物の種類及び量	<u>廃棄物計 555 m³</u> ※排出事業者による撤去5 m ³ 、市単独による撤去5 m ³ 分を含む。
代執行費用	7,077,491円(支援対象事業費)
支援した資金額	4,954,000円

【事案概要】

A社は昭和62年に処分業(最終処分)の許可を受け、最終処分場の経営を始めた。平成19年には中間処分の許可も受け、最終処分場に隣接する敷地(当該不適正保管場所)等で廃プラスチック類の破砕、圧縮梱包等を行うようになった。

A社は平成21年頃から基準を超えた廃棄物の保管を行うようになり、市では適正な保管を求めたが改善は進まなかった。このため、市ではA社に対し平成24年に適正保管を求める改善命令を発出した。しかし、改善命令後も不適正な状態が続いたため平成24年6月に処分業の許可を取り消した。

市ではA社に対する撤去指導を行うとともに、放置された廃棄物にシート掛けを行う等の飛散防止措置を図っていたが、シートや廃棄物の劣化が進み廃棄物が飛散するおそれが高まったことから平成28年2月にA社、B氏及びC氏の3者に対し、措置命令を発出した。着手期限を過ぎてもA社らによる履行が見られないことから平成28年7月に行政代執行により支障の除去(全量撤去)を行った。

<参考>

A社は最終処分場の水処理施設の運転を度々停止させる等、最終処分場を適正に維持管理していなかったため、市が行政代執行により平成24年6月から水処理施設の稼働を行って

いる。また、平成23年には遮水シートの破損により地下水路へ汚水が流出したため、平成24年11月、市は流出防止を講ずるようA社、B氏及びC氏の3者に措置命令を発出した。A社らは措置を行わなかったため、行政代執行により最終処分場内の廃棄物流出対策を行っている。(産業廃棄物特別措置法に基づく支障除去事業)

代執行前



代執行後

